

揖斐川町社協ホームヘルプサービス事業所指定訪問介護及び  
指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会が開設する揖斐川町社協ホームヘルプサービス事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業及び指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士及び訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護の事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、行政機関、他の指定訪問介護事業者及び指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業者等関係機関との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとし、事業所所在地以外に事業の一部を実施する事業所（以下「サテライト事業所」という。）を置く。

(1) 名称 揖斐川町社協ホームヘルプサービス事業所

(2) 所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼265番地43

(3) サテライト事業所の名称及び所在地

春日ホームヘルプサービス事業所 岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合3420番地

坂内ホームヘルプサービス事業所 岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内広瀬310番地3

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 職種、員数

主たる事業所（揖斐川）

管理者 1名

従業員 3名以上（このうちサービス提供責任者1名を含む）

サテライト事業所（春日、坂内）

従業員 1名以上

2 職務内容

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者

ア 指定訪問介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスの利用の申し込みに係る調整をすること。

イ 訪問介護計画書を作成すること。

ウ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

エ 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

オ サービス担当者会議の出席時や緊急訪問介護時においては、居宅介護支援事業所と連携を図ること。

カ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- キ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- ク 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- ケ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- コ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(3) 訪問介護員等

- ア サービス提供後、利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者に報告を行うこと。
- イ 前号カに規定するサービス提供責任者から情報伝達を受けること。
- ウ 前号ケに規定するサービス提供責任者が行う研修、技術指導を受けること。

(営業日及び営業時間)

第5条 主たる事業所およびサテライト事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月2日、1月3日、12月29日から12月31日までは、利用者から要請があった場合は随時対応可能な体制とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の所得に応じて負担割合はその1割か2割か3割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスの内容は次のとおりとし、指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の所得に応じて負担割合

はその1割か2割か3割の額とする。

- (1) 訪問型サービス（Ⅰ）…1週に1回程度
- (2) 訪問型サービス（Ⅱ）…1週に2回程度
- (3) 訪問型サービス（Ⅲ）…（Ⅱ）を超える利用が必要な場合

3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル未満  
500円
- (2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル以上  
1,000円

4 利用者がサービスの利用当日にサービスの利用を中止した場合にはキャンセル料を徴収することもある。ただし利用者の容態の急変など、緊急でやむを得ない事情があると管理者が判断した場合は除く。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者及びその家族等に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 サービス提供責任者及び訪問介護員等は、現に事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医・介護支援専門員に連絡を行う等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、揖斐川町の全域とする。

（相談、苦情、ハラスメント等）

第9条 提供した事業に関する利用者の要望・苦情・ハラスメント等に対し迅速かつ適切に対応するため担当職員を1名置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 6ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

2 事業所は、従業者に対し健康診断等を定期的実施する。登録型の訪問介護員等については基本健康診査の受診指導を行うなど、すべての従業者の健康管理に十分留意する。

3 事業者はサービス担当者会議等に利用者及びその家族の個人情報を使用する場合は、あらかじめ利用者及びその家族に説明のうえ、同意を得るものとする。

4 従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。

5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を雇用契約の内容に含むものとする。

6 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施すること。

(4) 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

7 事業者は、サービス提供に当たっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

(1) 事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- 8 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して訪問介護の提供を受けられるように、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- 9 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

(R6.12.1 改正)